

長崎県畜産協会凍結精液譲渡事業実施要領

1 目 的

この要領は、長崎県畜産関係手数料条例（家畜精液取扱手数料）運用円滑化実施要領に基づき長崎県畜産協会（以下「協会」という。）が行う長崎県有種雄牛凍結精液（以下「凍結精液」という。）の県外譲渡事業について、その方法等を定め、当該事業を円滑に実施することを目的とする。

2 凍結精液の県外譲渡

(1) 譲渡対象者

原則として、長崎県外の都道府県畜産協会、農業協同組合等の団体とする。

(2) 譲渡方法

ア 凍結精液の譲渡を希望する団体（以下「団体」という。）は、協会へ凍結精液譲渡申請書（様式第1号）を提出するものとする。

イ 申請書を受理した協会は、県と協議し、譲渡する場合には、団体へ凍結精液譲渡通知書（様式第2号）により通知し、凍結精液を送付するものとする。

ウ 凍結精液を受領した団体は、その内容が凍結精液譲渡通知書の記載事項と一致していること等を確認のうえ、協会へ凍結精液受領書（様式第3号）を提出するものとする。

エ 団体は、凍結精液の受領後速やかに、保管用ボンベ及び輸送用木箱を協会へ返送するものとする。なお、凍結精液の送付及び保管用ボンベ等の返送に要する経費は、協会が負担するものとする。

(3) 譲渡代金

ア 団体からの凍結精液受領書を受理した協会は、団体へ代金を請求し、団体は所定の期間内に協会が指定する預金口座に代金を振込むものとする。この際、振込手数料は団体の負担とする。

イ 協会から団体への譲渡価格は、別途定める凍結精液譲渡価格表のとおりとする。